

タイトル	公立図書館における疎外の連鎖と課題：再考「貸出重視論」
著者	斎藤，仁史；Saitoh, Masashi
引用	北海学園大学大学院経済学研究科 研究年報(13)：01-16
発行日	2013-03-31

公立図書館における疎外の連鎖と課題：再考「貸出重視論」

斎 藤 仁 史

1 はじめに

2012（平成24）年に図書館関係者を驚かせたニュースの一つは、佐賀県武雄市の新しい図書館構想であった。武雄市は2013（平成25）年4月より、指定管理者制度を導入する。指定管理者は、音楽や映像ソフトレンタルのTSUTAYAを運営するカルチュア・コンビニエンス・クラブ（以下、CCC）である。「構想のきっかけは、樋渡市長がCCC直営の代官山蔦屋書店（渋谷区）を知り、図書館に生かそうと考えたことだ」。同書店は、雑誌のバックナンバーを並べ、旅や音楽に精通した案内役をおき、カフェの出店もある。CCCは、本を借りたらポイントがたまる買い物カード、具体的にはコンビニやガソリンスタンドなどが加盟するTカードも導入の予定だが、従来の貸出カードと選択できる。また、借りた本の書名などの記録である図書館利用履歴を利用して、選書に生かす。ただ、このデータをCCCにどの程度提供するかなどは、流動的である¹。

筆者はこうした報道に接して、日本の公立図書館戦後史と必然的な繋がりを感じた。その繋がった出来事とは、公立図書館はずっと貸出を重視してきたこと、非正規職員といわれるアルバイトや委託・派遣の職員が増えたこと、そして指定管理者制度導入などによる民営化がなされていることである。今回の武雄市の政策提言は、なされるべくしてなされたといえる。

本論文での課題の一つは、この一連の流れの必然性を明らかにすることである。これまでは、貸出重視の問題と非正規職員増加の問題とそして直営見直しの問題計3点を、まとめて論ずることが少なかった。あらためて、3点の関連性に着目して捉えなおすと、現代の公立図書館問題がより鮮明に浮き彫りになるであろう。二つ目の課題は、公立図書館が今陥っている問題の内部要因を明らかにすることである。従来、それぞれの問題を財政など外部要因で捉えることが多かった。それは、決して間違ったことではない。ただ我々は自分の側に非を認めたくない傾向がある。自分の側つまり公立図書館の側の要

因解明を避けていては、より正確な判断ができない。

課題解明の方法としては、文献によるのだが、書かれた証言や統計調査を整理して論を展開する。具体的には、戦後公立図書館の発展の足場を築いた『中小都市における公共図書館の運営』²（以下、「中小レポート」）、また本格的に貸出重視で運営した日野市立図書館の実践をもとにして書かれた『市民の図書館』³など、戦後公立図書館改革の重要な文献に触れる。次に、自前の調査ではないが、日本図書館協会（以下、日図協）が実施している調査の資料集『日本の図書館』なども参考にしたい。また後に詳しく説明するが、図書館資料の貸出、非正規職員の増加、民営化・市場化を「疎外」という概念で捉えることにする。

以下、細かいことではあるが精確性を期するために、本論文における約束事について触れておかねばならない。当然のことであるが、公立図書館とは自治体が設置した図書館である。本論文が対象とするのは、おもに日本の公立図書館でサービス対象人口がおおよそ20万人以下の身近な図書館とする。すなわち、都道府県立図書館は対象ではなく、札幌のような人口50万人以上の政令指定都市の中央図書館も対象外となる。また、旭川のように人口30万人以上の中核市の中央図書館も本論文の対象から除外することになる。

理由は、都道府県立図書館は「図書館の図書館」または「第二線図書館」と言われ、「第一線図書館」である市町村立図書館をバックアップすることを第一の機能としている。また政令指定都市や中核市では、一般的に市内に何か所かの分館があり、その中央図書館は都道府県立図書館と同じような機能を有している。また、サービス対象人口が大きくなると、職員と利用者の顔見知り関係がどうしても希薄になり、図書館サービスのあり方自体も変わってくる。

加えて、「中小レポート」は、人口5万から20万の都

¹「毎日新聞」2012年9月8日朝刊

²『中小都市における公共図書館の運営』日本図書館協会編集・発行、1963年

³『市民の図書館 増補版』日本図書館協会編集・発行、1970年初版、1983年増補版

市を対象とした⁴。また、論を進めるうえで、対象規模が大きく変わらない方が混乱を招かないだろうというのも理由の一つである。だが、「中小レポート」の下限5万は、本論文では設定しないこととする。なぜならば、「中小レポート」は前述の都市を対象にしたのであるが、現実的には5万人以下の自治体の図書館においても、「中小レポート」にもとづいた実践が行なわれ成果が現れている。また、本論文では「身近な」公立図書館が対象であるから、5万人を越える図書館だけでは、範囲が狭すぎるのである。

ただ、単純に人口規模で公立図書館の性質を区分することはできない。それぞれの自治体の諸事情で、図書館の運営が違って来るからである。したがって、一線は引くもののボーダーライン上の公立図書館があることは、当然である。公立図書館の分室である図書室と、公民館図書室や福祉センター図書室も、基本的には本論文の対象外である。ただ、それぞれの自治体の運営および状況や規模によっては、本論文が対象とする身近な公立図書館と共通する点が多々あると思われる。

やや繁雑であるがもう1点、「公立」と「公共」の違いに留意願いたい。通常、図書館の種類は、「公共図書館」「学校図書館」「大学図書館」「専門図書館」となっている。日図協などの統計資料では、日本赤十字社や一般社団法人等が設置する私立図書館と自治体の設置する公立図書館を含めて「公共図書館」としている。2011年版の『日本の図書館』⁵によれば、公共図書館は全国で3,210館あり、うち私立の図書館は20館である。したがって「公立図書館」と「公共図書館」とはほとんど重なるのではあるが、厳密には異なる概念である。引用の文献や統計資料では「公共図書館」が多く使われているが、筆者が論じるのは「公立図書館」であり、両用語が混在してしまう点をご容赦願いたい。

2 論争の整理

まず、貸出重視の方策をめぐる様々な論考があるので、簡単に整理してみたい。図書館サービスにおける貸出重視の方策は、1970(昭和45)年発行『市民の図書館』以降、公立図書館の中心的な考え方であった。だが、これまでも批判がなされている。薬袋秀樹によれば、1980年代前半(昭和50年代後半)に入ってから続出しているという⁶。この論文のなかで薬袋は、伊藤峻、伊藤松彦、木村隆美3氏の批判をおもに取り上げて整理している。

薬袋はここで、3氏の主張の問題意識については基本的に賛成とし、伊藤峻、伊藤松彦の結論にも賛成だとしている⁷。ただ用語として、『市民の図書館』の中心的な主張は「貸出冊数偏重政策」という名称が適当とする⁸。しかし筆者としては、元来『市民の図書館』は貸出の重視を掲げたのであって、「貸出冊数偏重政策」を主張した訳ではないと理解する。そこで本論文では、タイトルでは「貸出重視論」としたが、おもに「貸出重視の方策」と表現することとしたい。

『市民の図書館』の主張を批判したうちで、多摩市立図書館・伊藤峻の論を紹介しよう。国会図書館の保存・レファレンス機能を訴えるなかで、公共図書館の機能についてふれている。「公共図書館では、この二十年くらい、貸出し、貸出しと言われるようになったわけですが、貸出しを伸ばすことがサービスの第一の土台であって、その先にレファレンス＝調べるというサービスが成り立つ、という誤った理論がまかり通っていると私は思います。…、貸出し、貸出しと貸出冊数のデータを追いかける、そして市民が図書館で『調べる』という非常に大切な面の機能がおろそかにされて」⁹いるとする。

それから17年後の2001(平成13)年10月に、岐阜で開かれた全国図書館大会の公共図書館の分科会において、糸賀雅児が「『Lプラン21』がめざす図書館像」と題して基調講演をしている。その大会の全体会では、「『市民の図書館』から『地域の情報拠点』へと脱皮させるような取り組みというのが必要であろうと思う」¹⁰と述べた。そして「こう言うと、もう貸し出しや児童へのサービスはやらなくていいのかと言われるが、当然それはこれまでどおりやらなくちゃいけない。このIT時代、図書館はもっとサービスの幅を広げるチャンスがやってきた。」¹¹と述べている。また「先ほど北村さんが、『市民の図書館』から『地域の情報拠点』への脱却ではなくて、『市民の図書館』からの発展だと言われたけれども、私は絶対に『市民の図書館』から脱却しないとだめだと思う。」¹²と徐々にニュアンスを強め、貸出を重視し日本の公立図書館において重要な指針となった文献『市民の図書館』からの脱却を、糸賀は提言している。

また、根本彰は「図書館政策という面から見ると、『市民の図書館』では戦術的にサービスの範囲を広げるよりもとりあえず貸出に集中させ、それによって利用者の信

⁷ 前掲書、p.265

⁸ 前掲書、p.265

⁹ 伊藤峻「国立国会図書館を考える」『私の国立図書館像』図書館フォーラム編集・発行、1984年、p.9

¹⁰ 『平成13年度(第87回)全国図書館大会記録』全国図書館大会実行委員会編、平成14年、p.355-356

¹¹ 前掲書、p.360

¹² 前掲書、p.366

⁴ 日本図書館協会『中小都市における公共図書館の運営』p.15

⁵ 『日本の図書館 <2011>』日本図書館協会編集・発行、2012年、p.24

⁶ 薬袋秀樹「『市民の図書館』における『貸出し』の論理」『図書館界』40巻6号、1989年3月、p.275

頼を獲得するという方法を選択したと見る事ができる。したがって、それが一応の成功をみた一九八〇年代には、次の段階のサービスが検討されなければならなかったのだが、いくつかの理由でそのような選択がなされなかった。¹³。そして、「図書館が『貸出』を増やすことを目標とする公共サービスであるならば、より効率的な運営のためには貸出業務ごと市場原理に基づく民間機関に委託したり、アウトソーシングするほうがよいという論理がつくられる。」¹⁴とした。貸出重視が民間委託へつながるという指摘には、特に着目したい。さらに根本は「貸出サービス論批判」¹⁵で、貸出は図書館サービスの一部でレファレンス・サービスの位置づけが曖昧にされてきた、また図書館員の専門職としての位置づけにも失敗したとしている。

もちろんこれらの主張には反論があって、徳島県立図書館の新孝一は、ビジネス支援や子育て支援をするのに「地域の情報拠点」への脱却が必要か¹⁶、と疑問を投げかける。元岡山市立図書館の田井郁久雄も、糸賀、根本両論文への批判を展開した¹⁷。どちらかというと、公立図書館の現場に関わりの深い人が、貸出重視の『市民の図書館』の継続を支持している。逆に研究者の側が、『市民の図書館』からの脱却を主張する形になっている。

ただ、これらの論争は、両陣営とも『市民の図書館』の価値を認めていて貸出サービスを肯定している。そして、レファレンスなどこれまであまり重視されなかったサービスを実施することも、肯定している。もちろん、公立図書館の発展を願っている。もし、図書館界の外の人間が両陣営の論文を比較したならば、五十歩百歩と片付けられそうである。しかし、一方は貸出サービスを公立図書館の中心的役割と位置づけ、地域住民が望む資料を提供することを第一とし、プラスアルファのサービスを展開すべきとの考え方である。他方は、貸出サービスは公立図書館の役割の一部であり、もっと多くの重要な役割を加えるべきで、これまでの路線から大きく転換すべきとの考え方である。貸出を土台にサービスの展開を図るか、貸出という柱に並立する形で新たなサービスの柱を立てるかの違いで、当事者としては見逃せない論点なのである。しかしながら、今は論争に拘泥する時ではなく、現状打開へ踏み出さなくてはならない。

3 公立図書館の市場化メカニズム

次に、貸出重視の方策がどのように公立図書館の市場化をもたらしたかを述べることにする。第二次世界大戦終了後5年が経過した1950(昭和25)年4月に、図書館法が成立した。日本における公立図書館の新たな出発である。それから、60年余り。日本の公立図書館はそれなりの発展を遂げている。しかし、近年の公立図書館は、指定管理者制度の導入をはじめとする業務の担い手の問題や資料費の削減などに苦しみ、今後の図書館サービスの方向性が見えなくなっている。

さて今、公立図書館に何が起きているのだろうか。簡単に言ってしまうと、図書館の根幹業務についてコストを重視して民間業者などが参入する市場化がなされていることである。この市場化には、意外な伏線があった。正確には、結果的に伏線になってしまったと述べるべきであろう。その伏線が、貸出重視の方策である。戦後の公立図書館停滞期に、図書館に携わる人びとは図書館を発展させようとした。住民に役立つ図書館にしたい、住民にとって必要な機関であると認識してもらうために、努力を続けた。そこで、発見した方法が貸出重視の方策であった。

ここで注意しておかなければならないのは、貸出重視の方策が間違っていたわけではないことである。というよりも、公立図書館発展のためすなわち図書館を住民に利用してもらうためには、貸出重視は非常に的確な手段であり方法だったと筆者は考えている。『市民の図書館』からの脱却を主張した糸賀雅児も、「『市民の図書館』が刊行された1970年代初頭の図書館状況を考えれば、『貸出』に重点をおいた図書館運営の方針は正しい戦略だったといえる。」¹⁸と書いている。図書館の職員は、図書館資料の貸出を伸ばすという手法で住民に図書館サービスを提供し、図書館の存在をアピールした。それは成功し、公立図書館は公的サービスになくしてはならない機関に成長している。

日本のほとんどの公立図書館が、貸出重視のサービスを展開し、競って貸出冊数の増加を図った。そして本来の公立図書館の機能を、見直さなかった。もちろん先に紹介したように、貸出重視方策への批判はあったのだが、その方向は図書館現場では大筋変わらなかった。貸出重視の方策はほとんど場合、貸出冊数の増加を目指した。貸出冊数という数字は、他の公立図書館と比較しやすく、また自分の図書館の業績としても前年との比較が容易であったから、受け入れやすかったのだろう。図書館員はその数字を目標に努力した。そして、本を借りるという

¹³ 根本彰『情報基盤としての図書館』勁草書房、2002年、p.46

¹⁴ 前掲書、p.63

¹⁵ 根本彰「貸出サービス論批判」『図書館界』56巻3号、2004年9月

¹⁶ 新孝一「公共図書館の果たすべき役割について」『図書館界』56巻6号、2005年3月、p.340

¹⁷ 田井郁久雄「貸出サービス批判論への疑問」『図書館界』56巻6号、2005年3月

¹⁸ 糸賀雅児「『地域情報拠点』への脱却が意味するもの」『図書館界』56巻3号、2004年9月、p.189

ことにおいては公立図書館の利用は伸びて、住民に図書館を認知してもらうことができた。

しかし、ここに貸出重視の落とし穴があった。貸出冊数を伸ばすことを最大の目標にしたために、それ以外の業務が見えなくなった。貸出以外の、本を選ぶ業務、資料を管理保存する業務、図書館ではレファレンスといわれる調べものの援助業務、住民の文化的活動を援助する業務などが、貸出冊数を伸ばすための業務として位置づけられた。つまり貸出以外の業務は、貸出サービスの補助的業務となったのである。そして、公立図書館は本を借りるだけの場となり、「無料貸本屋」と揶揄されるようになった。

さらなる問題は、貸出作業は単調に見えたことである。図書館にコンピュータが導入されてからは、なおさら単調に見える。バーコードをピピピピッとなぞるだけである。これだけの作業を正規の公務員が、財政難の中でやっているのはいかがなものかと、言われるのはもっともなことだ。千代田区立千代田図書館の館長だった柳与志夫は、「自治体職員を含めた外部の人間から一番可視的な図書館カウンターの仕事は、本の受け渡しに関わる物理的作業に見える。一部の図書館関係者がカウンター業務にこそ司書の専門性が活かされる場だとどれだけ強調しようと、そのようにしか一般の人には見えないことは認めなければならない。だからこそ賃金の低いアルバイトですませようとするカウンター業務の委託が、日本では進んだのである。」¹⁹と述べている。

もちろん、カウンター業務は単調なものではない。日野市立図書館長や滋賀県立図書館長を務めた前川恒雄は、「貸出しの中には、本を貸す仕事のほかに、読書案内とリクエスト・サービスが含まれる。」²⁰とし、また「職員がカウンターで来館者に声をかけることは、市民が気軽に何でも尋ねることができる図書館になる第一歩である。利用者と図書館員が友達になり、さらに何かを求める本好きな人間同士として親しみをもち合うようになれば、貸出し業務が本格的にできるようになる。図書館員のもつ資質と能力が十分に生かされ、利用者から教えられ、生き生きとしたカウンターになる。こうなると初めて、真の貸出しと言えよう。そのためには、貸出しが人間的な優しさ暖かさで行なわなければならない。」²¹とも述べ、カウンター業務・貸出業務の奥の深さを述べている。

しかし、カウンター業務は単純作業に見える。単純な作業ならアルバイトやパートタイムの人でも構わないと

いうことで、カウンター業務について表面的にしか理解しない非正規の職員が配置されると、その単純さに拍車がかかる。だが、貸出冊数を上げるという目標は従来どおりのまま図書館は運営される。貸出冊数を伸ばすことは、民間企業の得意とするところである。民間企業は、売上を伸ばすことを最大の目標とするからだ。もちろん、コスト意識の点では公務員が叶うはずもない。こうして、自治体財政が苦しくなると公立図書館の民営化が進むのである。

公立図書館は、図書館法第17条において、「入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない」と規定されている。にもかかわらず、指定管理者制度等により、公立図書館が民間により運営されるようになった。こうした動きの公立図書館側の要因は、貸出冊数を第一にした運営にあったと言えるのである。

4 館内閲覧中心から館外貸出中心へ

では、貸出重視の方策が登場した経緯を見てみよう。まず戦後の「市立図書館のトップ・ランナーに躍り出た」²²のは、高知市立市民図書館(以下、高知市民図書館)である。図書館法成立の前年、1949(昭和24)年9月に開館し、1956(昭和31)年には「ユネスコ協同図書館事業」への参加が承認されている²³。人口は1955(昭和30)年で、約18万人である。読書会を多数実施しレコード鑑賞会や映画会を開催する、また本の出版までする図書館であり、住民に利用された図書館であった。当時としては画期的運営をしたのだが、今は当たり前になっている個人へ本を館外に貸出すことに対しては、積極的には取り組まなかった。

永末十四雄は「貸出しは館内閲覧を補完するものとして既設館では戦前から始まっていた活動であったが、階層的に取り扱いの差異を設け、年齢を制限したうえに保証金を徴収するなど、制限貸出しの域を出なかった。高知市民図書館の貸出しは多分に戦前の慣習に拘束された方法採った。」²⁴と書いている。高知市民図書館の略年表によれば、1950(昭和25)年8月には夜間閲覧を開始しているし、翌年の4月には本を利用者が図書館員を介さず手にできる開架式を採用、同じく4月に自動車文庫を始めている²⁵。個人への館外貸出以外では活発な活動を続けた。

¹⁹ アントネッラ・アンニョリ著、萱野有美訳、柳与志夫解説『知の広場』みすず書房、2011年、p.239、柳による解説部分

²⁰ 前川恒雄『われらの図書館』筑摩書房、昭和62(1987)年、p.105

²¹ 前掲書、p.29

²² 永末十四雄「市立図書館の主体形成(1)」『図書館界』42巻6号、1991年3月、p.320

²³ 『市民の図書館 20年の歩み』高知市民図書館、1979年、p.2

²⁴ 永末、前掲書、p.323

²⁵ 高知市民図書館、前掲書、p.15

個人への館外貸出が軽視されていた「中小レポート」以前では、閲覧の人数が公立図書館の一つの指標であったようである。筆者が現在確認している範囲では、1959（昭和34）年から1962（昭和37）年版の『日本の図書館』を見ると、「公共図書館集計」のページに「利用者」の項目があり児童、学生、一般、区別のないもの、に分類して利用者の人数が記載されている。貸出冊数が記載されるのは、1963（昭和38）年版からである。その利用人数が高知市民図書館では、1961（昭和36）年度の本館閲覧人員が29万3千人余りで、「館舎の延面積で8.4倍の東京都立日比谷図書館をしのぎ、むしろ過密といえる利用状況であったと推察される。」²⁶。面積が日比谷図書館の8分の1にもかかわらず、利用人数がそれを上回るほど高知市民図書館の利用が活発であったのである。

1950年代（昭和20年代後半から30年代前半）の多くの公立図書館は、高校生のための勉強部屋となっていて席を貸すことがおこなわれていた。『日本の図書館』1956（昭和34）年版によると、全国の公共図書館の利用人数が合計で20,472,820人となっていて、そのうち約半分の9,908,508人が学生であった。高知市民図書館も例外ではないだろう。資料は館内で閲覧するものであり、館外への貸出は例外的であった。資料の利用よりもその保存が重視され、管理するための分類桁数が多いことが誇りとされた。この現状を打破しようと日本図書館協会が取り組んだのが、一般的に「中小レポート」といわれる『中小都市における公共図書館の運営』の発行である。若手の図書館員が中心になり全国の中小図書館を視察し、今後の公共図書館のあり方を示したもので、1963（昭和38）年に発行された。

このレポートの意義は、中小の図書館すなわち人口数万人程度の自治体図書館の重要性を発見したことである。「中小レポート」発行以前は、大図書館すなわち都道府県立図書館が、公立図書館の中心であったし、羨望の対象であった。中小の図書館は、大図書館の真似をしていたのである。こうした時代に「中小レポート」は、「中小公共図書館こそ公共図書館の全てである。」²⁷と高らかに宣言した。この文言は、調査者の熱意と中小図書館の重要性発見による高揚した気分の表れである。

また、「中小レポート」のもう一つの意義は、資料提供を図書館の本質的な機能としたことである。これまでは、保存に重点がおかれ提供することに消極的であった。そんな時代に、「資料提供という機能は、公共図書館にとって本質的、基本的、核心的なものであり、その他の図書

館機能のいずれにも優先するものである。」²⁸と述べた。

1965（昭和40）年9月、「中小レポート」の実践として東京都多摩南部にある日野市で図書館サービスが始まった。館長は前川恒雄である。この図書館は建物がなく、移動図書館「ひまわり号」が市内を巡回し本を貸出す方式でスタートした。日野の実践は画期的なもので、個人対象の貸出冊数が半年余りで65,537冊。ちなみに当時の日野市の人口が68千人である。翌年1966（昭和41）年度は、年間貸出が231,228冊で、人口も急増し76千人となっている。同年度における高知市の人口が246千人で、分館を含めた5館の合計個人貸出冊数が116,097冊である²⁹。単純化すれば、人口が高知の3分の1で貸出冊数が2倍なのである。

日野の実践は、図書館界に衝撃を与えた。日本の公立図書館に、従来の席貸しではなく、資料提供を通して住民に利用される事例が登場したのである。資料提供を訴えた「中小レポート」の正しさが、実証された。この事態に呼応してか、科学的・実践的な理論を確立して日常の場で実践することをめざして結成された団体である図書館問題研究会が、1967（昭和42）年8月に富山で行なわれた大会で、「貸出を伸ばそう」という方針を確認した³⁰。

席の利用ではなく本の利用を目指した日野の図書館を、移動図書館から始めたのは実には的確であった。移動図書館には、席がないので学生に占領されることはない。移動図書館での貸出が伸び、公立図書館とは本を貸出するところというイメージを作った。子どもや主婦が大いに利用した。次に行なったのは1966（昭和41）年7月の、高幡地区への分館設置である。この分館は、図書館の事務所にしていた所の再利用であり、「本を五千冊も入れるのがやっと」³¹であった。同年8月古い電車を再利用した分館を建てた。多摩平児童図書館である。両図書館ともに狭いわけで、勉強するための席は置くことはできなかっただろう。だから、図書館は本を借りるところというイメージが、さらに強固になった。そして分館を1967（昭和42）年7月福祉センターに、社会教育センターに設置した。福祉センター図書館は、「蔵書七千冊くらいでこれも決して大きくはないが、はじめて約20人の閲覧室を設け、辞書、事典など二百冊を置き、調べ物などができるようにした」³²、と記述されている。閲覧席で学生が勉強できないわけではない。しかし、20席しかないの

²⁸ 前掲書、p.21

²⁹ 『日本の図書館』1966年度版より、高知市の貸出冊数は筆者が計算した

³⁰ 『図書館評論』21号、1980年9月、p.37-39

³¹ 関千枝子『図書館の誕生 ドキュメント 日野市立図書館の20年』日本図書館協会、1986年、p.70

³² 前掲書、p.89

²⁶ 永末十四雄「市立図書館の主体形成(2)」『図書館界』43巻1号、1991年5月、p.31

²⁷ 日本図書館協会『中小都市における公共図書館の運営』、p.22

だし調べる場であつたろうから、学生が長居して勉強することはほとんど不可能だっただろう。

次に、平山児童図書館、電車の図書館を廃止して新多摩平児童図書館、百草台児童図書館を建て、最後に1973(昭和48)年4月中央館が開館した³³。児童図書館を建てたというのも、学生を寄せ付けなかった要因であろう。また、児童が親と一緒に本を図書館で借りるイメージが完全に出来上がった。中央図書館ができたのは、1965(昭和40)年9月に移動図書館をはじめから7年半後である。そのころには、図書館は本を借りるところと思われているから、学生に席を占領されることはなく、成人や子どもが図書館を大いに利用するようになっていったと思われる。そして、ほぼ徹底して、貸出重視の図書館づくりなのである。前川の踏んだ手順は、まさに的確なのだ。

ちなみに、北海道置戸町立図書館もまた「中小レポート」により成果をあげた図書館である。「…置戸町立図書館は、翌六五年一月に活動を開始した。その活動の指針の中に『中小レポート』の影響が強く見られ、実際の活動においても『中小レポート』をテキストとした実践が多く見られた」³⁴。当時の置戸の人口は11,000人ほどであるから、「中小レポート」が対象とした5~20万をはるかに下回っていた。しかし、「その基準を町の実情に即した形につくりかえながら、実践し」³⁵た。そして「日本一の図書館に向けて大きく飛躍するのは、図書館振興三カ年計画の策定、実施によってである。振興計画の策定には、『市民の図書館』の発表が一つの契機になっている」³⁶。その結果1976(昭和51)年度において、住民1人当たりの貸出冊数つまり貸出密度が、日本一となった。

さて、その『市民の図書館』は、1970(昭和45)年5月、日本図書館協会によって刊行される。これは、日野の実践を受けて、「中小レポート」に次ぐ公立図書館改革の新たな試みであった。『市民の図書館』が掲げた重点目標は、貸出、児童サービス、全域サービスの3点であったが、そのなかで最重点目標は貸出である。執筆にあたったのはおもに、日野市立図書館長前川恒雄であった。

この文献の刊行を前に、同年2月下旬に箱根で最終報告書の原稿が討議された。その会議に参加した森耕一は、白熱した討議の様子を次のように記している。「高知市民図書館の渡辺館長は、『貸出だけが図書館の働きではない』という立場をとり、それに対して日野の前川館長は、『あれもこれも手掛けるのではなく、当面、貸出を重点と

して、そこに職員の全エネルギーを投入すべきだ』ということを主張して、双方が譲らなかった。…。数時間後、『図書館から一年間に市民に貸出した本の冊数が、人口一人あたり二冊に達するまでは』という条件つきで、渡辺館長が貸出を図書館サービスの重点にすることに同意して、ようやく討議の幕が降ろされた」³⁷のである。戦争直後様々な活動で住民に利用された高知の渡辺と、高度経済成長期に個人への貸出冊数を伸ばした日野の前川の意見が対立したのだったが、前川の意向が採用された。

討議の幕は降ろされたが、公立図書館界の貸出重視の幕はこの時上がった。この夜の討議が、貸出重視方策の分水嶺である。終戦直後は、1949(昭和24)年に開館した高知市民図書館が読書会など社会教育的な活動を通して、住民に充実した図書館サービスを展開し利用されていた。1963(昭和38)年の「中小レポート」で資料の提供が重視され、1965(昭和40)年に動き出した日野市立図書館が貸出冊数を驚異的に伸ばし、「中小レポート」の正しさを証明した。1970(昭和45)年『市民の図書館』発行を契機として、貸出重視の方策が決定的に日本の公立図書館界に浸透するのである。

このとき高知の渡辺が主張したのは、教育的な働きで具体的には読書会などの運営だったと推定される。その裏づけになるのは、前川の次の証言である。渡辺は「中小レポート」の基本である資料提供とは違う考え方で、「もう少し教育的というか、読書会なんかの指導は非常に熱心におやりになってますし、そういう点では渡辺さんはそのことについてはちょっとこだわっていらしかった記憶があります。『市民の図書館』[1970]をつくるときに、これも中小レポートの基本線を強く出しているんです。その点について最も難色を示したのが渡辺さんだったんです」³⁸。

1973(昭和48)年4月、日野市立中央図書館が開館した。移動図書館から始めて、市内に分館を先につくり総仕上げとして中央図書館をつくった。ここで初代館長である前川の戦略について述べる。前川は「中小レポート」作成にも事務局としてかわり、従来の公立図書館の有り様を見てきた。学生に席を占領された図書館には否定的だった。「昭和四十年、私が日野市立図書館を移動と一台だけでスタートさせた最大の理由は、閲覧室(つまり勉強部屋)のない図書館を作りたいということだった」³⁹と述べている。

日野の中央図書館開館年度である1973(昭和48)年度の貸出密度つまり人口1人当たりの貸出冊数は、6.40

³³ 前掲書、p.190-191

³⁴ 図書館問題研究会編著『まちの図書館——北海道のある自治体の実践——』日本図書館協会、1981年、p.178-179

³⁵ 前掲書、p.179

³⁶ 前掲書、p.179

³⁷ 森耕一『図書館との半生』森昌子による出版、1993年、p.17

³⁸ 前川恒雄、聞き手：山口源治郎「現代公立図書館の課題と中小レポートの思想」『図書館界』46巻5号、1995年1月、p.202

³⁹ 前川『われらの図書館』、p.15

冊⁴⁰、と群を抜いていた。日野の実践をもとにした『市民の図書館』が発行され、それを範にした北海道置戸町立図書館が、1976（昭和 41）年度の貸出密度が 7.46 冊で日本一になった。その年度の日野は 7.11 冊である。「中小レポート」が対象とした図書館は、「主たる焦点を、人口が 5 万から 20 万の都市に置いた。」⁴¹ のであり、「小さな市や町村では、連合して 1 つの図書館を作ることが最も实际的であろう。すなわち、組合立図書館を図書館組合が経営するわけである。」⁴² としていた。置戸の実践は、「中小レポート」の想定外だったのである。

この時期は、経済成長にも助けられ日本の公立図書館の発展期である。図書館をつくる動きが各地でみられ、貸出冊数も伸びている。1987（昭和 62）年度の個人貸出冊数が 2 億 5,070 万 8 千冊となり、日本の貸出密度がちょうど 2.0 冊になった。前川恒雄が 1970（昭和 45）年 2 月に箱根で話したという、「人口一人あたり二冊に達するまで」が実現したのである。しかし、日本の図書館界に大きな変動はなかった。これまでの路線と変わらず、貸出を重視する方向で推移している。人口 1 人当たり 2 冊になってから、前川が貸出重視を改める発言をしているのかが注目されるのだが、筆者はまだその発言を確認できていない。

5 疎外された貸出、疎外された図書館労働、そして公立図書館自体の疎外

5.1 疎外された貸出

貸出重視の方策は、もともと方法であった。前川恒雄は次のように書いている。「図書館の機能は資料・情報の提供であり、その方法は、貸出し、レファレンスと文化活動である。」⁴³。つまり、図書館の機能である資料・情報提供の方法として、貸出を位置付けている。しかし、その貸出が目的に変わってしまう。貸出冊数を伸ばすことが目的になったのである。貸出の数字を上げることが目的になり、そして貸出冊数という数字が公立図書館の運営を支配する。貸出の少ない公立図書館はサービスが劣ると評価される。貸出冊数が図書館のあり方を定めて、貸出を伸ばすことが公立図書館の目的となってしまった。貸出冊数を指標とした評価が、図書館の運営の方向を定め左右する。

1980（昭和 55）年 10 月、墨田区立八広図書館を「本のある広場」としてつくった、ちばおさむが「貸出しは目

的ではなく手段である」という見出しをつけ、次のように書いている。「貸出しを伸ばす運動のなかで、『貸出しを伸ばすことが大切だ』ということから、貸出しそのものを目的視しているものがみられる。いわゆる『貸出しさえ伸びればよい』という、1 つの成績主義がでてくる。」⁴⁴ と、貸出が目的になっていることを 1972（昭和 47）年の時点で指摘している。

大阪市立図書館の斎藤健一は「前川先生は、その評価の指標として、やはり貸出冊数が重要であると言われる。（中略）しかし、前述のとおり、貸出イコール単なる資料の受けわたしではないのだから、貸出冊数は、『貸出』の指標たりうるのだろうか。（中略）特に指標というものは、目的遂行のために措定された目やすに過ぎないのに、指標をこれだと決めると、逆に、その指標が、その目的を引っぱってしまうことがよくある。／例えば、『貸出し』充実のための目やすとして措定された『貸出し冊数』が、いつのまにか、究極目標になってしまっていて、本末転倒してしまうことがよくある。」⁴⁵ と述べている。斎藤の主張の本旨は貸出が指標として適当か否かにあるのだが、目安としての貸出冊数が究極の目標になり本末転倒であると指摘している点に、筆者は共鳴する。

ちばおさむや斎藤健一が指摘する貸出のことを、筆者は「疎外された貸出」と呼んでいる。少し分かりにくい表現なので、説明を加えたい。「疎外」とは、ドイツの哲学者ヘーゲルが使い始めた用語である。「自分の内にあるものを外化し、それが自分に対立する他者となってあらわれることを意味」⁴⁶ する。自己疎外と表現したほうが分かりやすいかも知れない。その概念をドイツの人間学的唯物論哲学者フォイエルバッハが、唯物論的観点から捉えなおした。彼は、神は人間がつくり出したものだがその神が外から人間を縛ると考え、神を人間の自己疎外と捉えた。フォイエルバッハの疎外論は、ドイツの経済学者・哲学者であるマルクスに引き継がれ、労働と生産を疎外の概念で捉えた。1844 年若きマルクスは、労働により生産された物が資本になりその資本が労働に影響を及ぼすことを次のように述べている。「労働が対象の形を取ること、それが疎外としてあらわれるのだが、この疎外は、労働者が対象を生産すればするほど、所有できる対象はそれだけ少なくなり、かれは自分の生み出した資本にそれだけ大きく支配される、という形で進行する。」⁴⁷ と。

⁴⁴ ちばおさむ「なぜ貸出しを伸ばさなければならないか」『図書館評論』11 号、1972 年 9 月、p.3

⁴⁵ 斎藤健一「貸出冊数だけが貸出の指標ではない」『みんなの図書館』43 号、1980 年 12 月、p.46

⁴⁶ 『倫理用語集』山川出版社、2005 年、p.205

⁴⁷ カール・マルクス著、長谷川宏訳「疎外された労働」『経済学・哲学草稿』光文社古典新訳文庫、2010 年、p.93

⁴⁰ 『日野市立図書館のサービス実績 1965～1988』より、1973 年度合計貸出冊数 752,056 冊をその年度の人口 117,555 人で割った

⁴¹ 日本図書館協会『中小都市における公共図書館の運営』p.15

⁴² 前掲書、p.200

⁴³ 前川『われらの図書館』p.236

この場合の「疎外」には二重の意味があり、一つは外へ出すことすなわち労働においては生産という意味で使われている。もう一つは、外に出た物がよそよそしいものとなり、外から強制的な力となって影響を及ぼすという意味である。マルクスは、人間の本来の姿としての労働が失われ、労働者が作り出した生産物によって生み出された資本が労働のあり方を規定して苦役と化している状況を「疎外された労働」と呼んだ。

そしてマルクスは、疎外された労働の状況を次のように表現している。「…、労働が労働者にとって外的なもの、かれの本質とは別のものという形を取る。となると、かれは労働のなかで自分を肯定するのではなく否定し、心地よく感じるのではなく不仕合わせに感じ、肉体的・精神的エネルギーをのびのびと外に開くのではなく、肉体をすりへらし、精神を荒廃させる。だから、労働者は労働の外で初めて自分を取りもどし、労働のなかで自分を亡くしている。労働しないときに安らぎの境地にあり、労働しているときには安らげない。かれの労働は自由意志にもとづくものではなく、他から強制された強制労働だ。欲求を満足させるものではなく、自分の外にある欲求を満足させる手段に過ぎない。」⁴⁸ と、強制された労働を疎外という概念で捉えた。

さらに「…、労働が労働者にとって外的なものだということは、労働がかれ自身のものではなく他人のものであり、他人に属すること、労働のなかでかれが自分ではなく他人に帰属することのうちに見てとれる。宗教においては、人間の空想や人間の脳髓や人間の心臓の自己活動が、個人から独立した、神や悪魔の疎遠な活動として個人に働きかけるのだが、それに似て、労働者の活動も自己の活動ではなくなっている。それは他人に属するものであり、自己自身の喪失なのである。」⁴⁹ と、マルクスは「疎外された労働」で労働が働いた本人ではなく他人に属してしまうと捉えた。

一般的に用語というのは、使用する人間によって意味する内容が少しずつ変化するものである。そこで本論文では、改めて次のように定義したい。疎外とは、ある行為や機能が何らかの成果を生み、その成果物が外的な強制力となって戻って来て、行為や機能自体を拘束し変容させ本来性を失う状態である、と捉えることにする。この場合の成果物が強制力となる過程は、複雑な場合がある。例えば、労働者の提供したサービスが利益を生み会社のものとなり給料を払う資金となって、労働者を強制的に働かせる力となるといった具合である。妨げる、阻むという意味があって同じ音の「阻害」と、似た意味を持ちながらも、一旦外に出て変化して戻ってくるという

意味が加わる。

さて、論点を貸出に戻そう。貸出は、図書館の機能である資料・情報の提供の方法と位置づけられたのが本来である。その貸出の本来性が変化をきたし、目的となった。方法が目的となったのである。また、貸出重視は貸出冊数を伸ばす事へと変容した。そして、貸出冊数を伸ばすという事を、公立図書館は重視するようになった。貸出の冊数が多いか少ないかを注視した。そして、貸出冊数が公立図書館の貸出のあり方に影響を及ぼすようになり、支配するまでになってしまう。貸出が本来の手段であることから逸脱して、貸出冊数を伸ばすという目的となって貸出業務そして図書館の運営自体をも拘束するようになる。

再度の引用だが「職員がカウンターで来館者に声をかけることは、市民が気軽に何でも尋ねることができる図書館になる第一歩である。利用者と図書館員が友達になり、さらに何かを求める本好きな人間同士として親しみをもち合うようになれば、貸出し業務が本格的にできるようになる。図書館員のもつ資質と能力が十分に生かされ、利用者から教えられ、生き生きとしたカウンターになる。こうなって初めて、真の貸出しと言えよう。そのためには、貸出しが人間的な優しさ暖かさで行なわなければならない。」⁵⁰ と前川は述べている。前川が描いた貸出は、利用者と図書館員がコミュニケーションをして人間的に豊かなものだった。しかし、貸出重視は貸出冊数重視となり、機械がやっても構わないようなよそよそしい業務をもたらした。

また、ちばおさむは先の引用文の続きに「人と人とのコミュニケーションの場について、図書館はあまりにも冷淡であるように思える」⁵¹ と書いた。貸出が手段から目的になって貸出冊数を増やす作業として形骸化し、貸出業務から人間的な交わりを無くしてしまう。こうして貸出は疎外されてしまったのである。

5.2 疎外された図書館労働

一方で貸出重視の方策は、公立図書館員の労働のあり方を変えた。利用者とのふれあいが無くなり、貸出作業それだけをこなす業務となった。自動貸出装置を全面否定するわけではないが、貸出をすれば機械でもよい。貸出業務が単純なものとして映り、アルバイト職員が配置される。そして、業務委託や、派遣社員の導入、指定管理者制度導入により、図書館業務が低賃金で過酷な労働となる。

指定管理者制度の場合なら、公立図書館の利用は無料

⁴⁸ 前掲書、p.97

⁴⁹ 前掲書、p.98

⁵⁰ 前川『われらの図書館』p.29

⁵¹ ちばおさむ「なぜ貸出しを伸ばさなければならないか」『図書館評論』11号、1972年9月、p.3

であり、業者の努力で利用者が増えたとしても増収に結びつくことはない。受託する側は、図書館職員の給料を下げることによって利益を生み出すことになる。さらに自治体側は、虫のいい要求なのだがサービスの向上も目指す。開館時間の延長や休館日を少なくする。そして労働における様々な問題が生ずる。公務員の図書館員から指定管理者の図書館員になった楠本昌信は、以下のように述べている。

「大東市で働き始めて一カ月あまり経ちますが、指定管理の問題は、根本的にはどこの会社が受けても一緒ですね。」「…。やっぱり一番問題なのはスタッフ不足ですね。引っ張っていく人がいない。みんな非正規で働いてきた人たちばかりですから、目の前のことだけに追われて、会社から言われることだけをこなしている。なかなかレベルを上げていくような状況ではないですね。」⁵² と、経験のあるスタッフが不足していることが問題だとしている。

さらには、「指定管理は長くは続かないんじゃないかな、と思いますね。／赤字でやっていくところもあると思いますし、企業としては続けていけないんじゃないかなと思いますね。どうして企業が図書館をやろうとするのか、本音のところを聞いてみたいですね。」、続けて「企業のイメージアップをする、そんなことくらいしかないんじゃないかな。そんなことで苦しい思いをして。ま、苦しい思いをしているのは現場の人たちであって、経営者はそうではなくて帳尻が合えばいいんでしょうし、だめなら辞めてしまえとなるんでしょうけどね。」⁵³ と、指定管理者制度においては会社のメリットもなく、労働者側に矛盾のつけが転嫁されているとする。

加えて「僕は、現場の仕事がうまくいくように会社や現場の職員と話をすることはできるんですが、やっぱり一番問題なのは、待遇ですね。このことでいい見通しが見えそうにない。」⁵⁴ と指定管理者制度における待遇面での厳しさを指摘した。マルクスが描いた疎外された労働と、楠本が証言している指定管理者制度における図書館労働が重なって見えてくる。

低賃金、過酷な労働がなされる。そして、利用者である人とのふれあいが疎かになり、人間対人間の関係ではなくなる。さらには、労働の自発性が失われている。なぜなら、教育委員会が受託業者に対し、業務内容の仕様書にもとづいた指示を出し、その範囲で受託業者は仕事をする。だから、図書館現場で働く側は仕様書以上のことはしない。「目の前のことだけに追われて、会社から言

われることだけをこなしている」労働になる。労働の本来性が失われ、図書館員を苦しめる労働になっているのだ。ここにおいて、図書館労働もまた疎外されたものとなるのである。

表5-1を見ていただきたいのだが、1965（昭和40）年の全国の公共図書館数は773館である。それが46年後の2011（平成23）年には、右肩上がりに増えて約4.2倍の3,210館になった。公共図書館が全国に普及した点では評価できるのだが、専任職員数は4,988人から11,759人で約2.4倍にしかっていない。そのピークは1998（平成10）年で、15,535人であった。その後は、非常勤や臨時の職員の増加によって補われている。この背景には、1996（平成8）年に発表された「橋本行革ビジョン」が考えられる。なぜなら、「自民党の『橋本行革ビジョン』が、『経団連ビジョン二〇二〇』の考え方を、ほとんど踏襲してい」て、「『官』のスリム化と『民』への開放を迫った」⁵⁵ ものだったからである。「官」のスリム化という流れが公立図書館では1999（平成11）年以降に現実のものとなった。

『市民の図書館』が発行される前年度1969（昭和44）年度から2010（平成22）年度の41年間、個人貸出冊数が順調に伸び続け1,982万3千冊から7億1,618万1千冊になり約36.1倍に伸びている。表5-1では省略しているが、1969（昭和44）年4月の職員数は5,354人となっている。この年の『日本の図書館』には、臨時職員等の非正規の記載はない。2010（平成22）年4月の非正規職員数すべて加えると、22,492.3人である。この集計では非正規つまり非常勤・臨時・委託・派遣の職員の人数は、年間1500時間で1人と計算している。一方で正規職員の年間労働時間は、土日祝日、年末年始と夏休3日さらに年次有給休暇の使用日数11日⁵⁶を合計すると136日であるから、229日勤務で8時間労働とすると1832時間1年間に働いていることになる。非正規職員を正規並みの時間数に換算して人数を計算すると、18,416.2人となる。すべて正規職員とみなして、職員数を合計すると2010（平成22）年4月の職員数は30,175.2人である。図書館員数は1969（昭和44）年4月の5.6倍にしかっていない。貸出冊数は36.1倍である。

ここでは兼務職員の人数を無視しているが、それは館長が社会教育課長と兼務だったりすると、実質図書館職員数に加えるべきでないと考えられるからである。しかし、実際に図書館の実務を担っている場合もあるので、

⁵² 以上、楠本昌信「公務員図書館員から受託会社に転職した私」『ず・ばん』14号、ポット出版、2008年9月、p.36

⁵³ 前掲書、p.42

⁵⁴ 前掲書、p.43

⁵⁵ 岡田知弘「構造改革による地域の衰退と新しい福祉国家の地獄づくり」『新自由主義か新福祉国家か』所収第3章、旬報社、2009年、p.240

⁵⁶ 平成22年の年次有給休暇使用状況、総務省ホームページ、http://www.soumu.go.jp/main_content/000149724.pdf、2012年12月21日閲覧

表5-1 公共図書館集計（『日本の図書館』各年版より作成）

年版	図書館数 (館)	注① 正規 専任職員数 (人)	注③ 非常 勤職員数 (人)	注③ 臨時 職員数 (人)	注③④ 委 託・派遣職 員数 (人)	年度	年間受入図 書冊数 (千冊)	個人貸出数 (千冊)
1960	780	3,699	—	412	—	59	注⑤ 1,026	注⑥ 10,844
1965	773	4,988	—	—	—	64	注⑤ 1,277	注⑥ 8,757
1970	881	5,497	—	—	—	69	注⑤ 2,396	注⑥ 19,823
1975	1,048	7,485	—	697	—	74	4,681	69,135
1980	1,320	9,214	—	1,062	—	79	8,466	128,898
1985	1,633	11,484	—	1,772	—	84	11,171	217,337
1990	1,928	13,383	—	2,904	—	89	14,570	263,049
1991	1,984	13,762	—	3,374	—	90	15,959	273,800
1992	2,038	14,317	—	3,714	—	91	16,111	292,244
1993	2,118	14,819	—	4,731	—	92	17,347	330,099
1994	2,207	15,274	—	5,101	—	93	18,012	365,256
1995	2,297	15,121	—	6,372	—	94	18,977	395,585
1996	2,363	15,289	3,398	3,445	—	95	18,409	412,604
1997	2,450	15,474	3,808	3,189	—	96	19,320	432,874
1998	2,524	15,535	4,212	4,036	—	97	19,318	453,373
1999	2,585	15,454	4,676	4,277	—	98	19,757	495,460
2000	2,639	15,276	5,018	4,870	—	99	19,347	523,571
2001	2,681	15,347	5,617	5,297	—	00	20,633	523,571
2002	2,711	15,284	5,998	5,765	—	01	19,617	546,287
2003	2,759	14,928	6,566.2	6,469.0	—	02	19,967	571,064
2004	2,825	14,664	6,634.5	6,381.1	—	03	20,460	609,687
2005	2,953	14,302	6,622.9	6,656.6	2,360.4	04	20,925	616,957
2006	3,082	14,070	6,981.7	6,979.8	3,141.6	05	18,970	618,264
2007	3,111	13,573	7,265.0	6,994.6	4,247.5	06	18,104	654,863
2008	3,126	13,103	7,367.7	6,984.6	5,231.4	07	18,588	656,563
2009	3,164	12,699	7,810.1	7,464.8	5,835.3	08	18,661	691,684
2010	3,188	12,114	8,033.9	7,261.7	7,196.7	09	18,095	711,715
2011	3,210	11,759	8,249.3	7,455.9	7,983.8	10	17,949	716,181

注：①正規専任職員数とは、自治体に正規に雇われている職員で、司書および司書補の有資格とその他職員の合計である。

②正規職員の中には兼務職員が入るが、この表では除外した。ちなみに1990年で1,060人、2010年で1,306人である。

③非常勤、臨時、委託・派遣職員は、年間実労働時間1500時間を1人として換算。

④委託・派遣の職員数の調査項目ができたのが、2005年版からである。しかし、実際には委託・派遣職員はすでに存在していて、非常勤・臨時の職員数に含まれていたと思われる。

⑤年間受入図書冊数の1960・65年度は、百の位を四捨五入した。

⑥個人貸出冊数ではあるが、1960・65年度は「館外貸出総冊数」を記入し、なおかつ百の位を四捨五入した。

仮にすべての兼務職員の人数をそれぞれ加えてみると、1969（昭和44）年4月の職員数は5,354人に兼務721人を足して6,075人となる。2010（平成22）年4月の職員数は18,416.2人に兼務職員1,311人を足すと19,727.2人である。倍率はぐんと下がって、1969（昭和44）年4月の3.2倍なのだ。個人貸出冊数の増加36.1倍と比べて、10分の1以下なのである。

また、貸出をすればその分返ってくるのだから、返却の作業が増える。仮に貸出冊数が3倍になれば、貸出返却を合計すると作業量が6倍になったと考えてもよい。

この間に、本に透明のフィルムをかけたり分類記号のラベルを貼るという作業が外注化され、コンピュータの導入がなされているが、それでも図書館員の労働強化がなくてはさばけない数字である。また、図書館職員の仕事は、本の貸出返却に特化したとも考えられる。数字に表わしにくく時間のかかる、読書相談やレファレンス、子どもへの教育的配慮などに職員が関わっていたのでは、到底処理できない人数である。

非正規の職員の状況をみてみよう。表5-2で分かるように、非常勤、臨時、委託、派遣の職員が急増している。

最近の自治体の調べによると、公立図書館における非正規率は2012（平成24）年が67.8%⁵⁷である。2008（平成20）年では62.7%⁵⁸だった。この4年で5ポイント強増えている。

自治体職員全体での非正規率が2012年で33.1%であるから、公立図書館の非正規率は自治体平均の2倍近くなのである。それだけではない。非正規職員の「労働条件は厳しく、時給制では900円未満、月給制では16万円未満の労働者が半数以上いた。フルタイムで働いても年収200万円に届かない」⁵⁹のである。職員体制で非正規率が高く低賃金化が進んでいること、そして貸出数の増加に対して働く職員の伸びが小さく人手不足が懸念され、人間味のない機械的な貸出返却という労働に限られている。また先に述べた指定管理者制度による図書館運営では、労働内容や待遇が厳しい状況に置かれている。そこで、現在の公立図書館労働を「疎外された労働」といわざるを得ないのだ。

貸出重視の方策を続けたことにより、一時は公立図書館の発展をもたらしたが、その本質を見失うことにより、二重の意味で疎外をもたらした。つまり、一つは貸出の疎外であり、もう一つは図書館労働の疎外である。第一の疎外は、貸出冊数を伸ばすということが目的となり、資料・情報提供の手段としての本来の役割を失い、貸出業務を変質させてしまった。第二の疎外は、第一の疎外が図書館労働に及ぼした疎外であり、機械的な労働が増え非正規職員が増加したことによる疎外である。利用者と人間的にふれあう図書館労働が貸出冊数稼ぎの労働へと転化し、労働内容や待遇が厳しくなり、単純・過密・長時間の労働になる。さらには、本来文化的な生活を保障するはずの賃金が、低く抑えられている。

長谷川宏はマルクスの『経済学・哲学草稿』の意図を汲んで、「本来の労働は人間と自然との自由な関係の上になりたち、その関係をゆたかに発展させていくものであるとともに、人間と人間との自由な関係の上になりたち、その関係を——人間の社会関係を——ゆたかに発展させていくものである。」⁶⁰とした。また本来の労働は自発的創造的なものだが、教育委員会から指示されさらに指定管理者の会社に指示され、現場で働く職員の自発性・創造性が削がれてしまう。図書館労働が疎外されたものと化してしまうのだ。

もちろん、第二の疎外の一つである非正規の増加は公

立図書館だけのことではない。2003（平成15）年6月に、地方自治法改正され指定管理者制度の導入が可能になったことは大きな要因である。この時の内閣は、小さな政府を標榜する新自由主義路線を走った小泉内閣である。小泉内閣は、聖域なき構造改革により「医療、介護、福祉、教育などの分野に競争原理を導入」⁶¹した。先の橋本内閣では「官のスリム化」であったが、小泉内閣では「官の民営化・市場化」がなされたのである。

構造改革は公立図書館にとっては、ある意味で外的要因である。しかし、公立図書館にも民間の力を導入できるしそうしたほうがよいと図書館外の人に思わせてしまったのは、図書館側の責任で内的要因である。貸出重視の方策が、カウンターでの貸出業務を単純な業務と見せてしまい、正規の専門職員でなくてもよいと認識させてしまった責任である。公立図書館は本を借りるところというイメージを、つくってしまったことはそれなりの成果であったが、逆に正規の専門職員でなくても遂行できるイメージもつくってしまった。

5.3 公立図書館自体の疎外

次に第三の疎外が発生する。単純に貸出冊数を伸ばすとか、賃金を下げるとか、数字で表わしやすいことに対応するのは、民間業者の得意とすることだ。そして公立図書館が「無料貸本屋」とイメージされた。そのイメージが公立図書館を規定し、住民とのふれあいは無視され、子どもへの教育機能も働かない、職員を育てない、後世に残すべき郷土資料の保存もままならない、長期的展望の見えない公立図書館観ができてしまった。簡単に数字に表わすことができない業務がたくさんあったにもかかわらず、指定管理者制度による民間業者が運営する公立図書館が登場するようになってしまった。第一と第二の疎外が第三の疎外、つまり公立図書館自体の疎外をもたらした。

本来の公立図書館において重要な役割を果たすのは、専門職であるところの司書である。この司書が専門職の役割を果たすべく人数が確保されているのか、その司書が研修し技能を高めているかということ、疑問である。表5-2で明らかのように、専任職員の中で司書および司書補の資格を持っている職員が2000（平成12）年の7,641人から2011（平成23）年の6,064人に減少している。約0.79倍である。それに対し、非正規の有資格者は急増している。2000（平成12）年では非常勤と臨時職員の有資格者合計が3,680人、2011年では合計8,452.7人、それに委託・派遣職員の有資格者4,493.1人を加えると

⁵⁷「朝日新聞」2012年10月30日朝刊

⁵⁸「臨時・非常勤等職員の実態調査」報告（完全版）、<http://www.jichiro.gr.jp/jichiken/sagyouiinnkai/32-rinsyoku.hijyokin/contents.htm>、2012年11月6日閲覧

⁵⁹「朝日新聞」2012年10月30日朝刊

⁶⁰カール・マルクス著、長谷川宏訳解説『経済学・哲学草稿』光文社古典新訳文庫、2010年6月、p.276

⁶¹岡田知弘「構造改革による地域の衰退と新しい福祉国家の地域づくり」『新自由主義か新福祉国家か』所収第3章、旬報社、2009年12月、p.241

表5-2 公共図書館集計（『日本の図書館』各年版より作成）

年	専任職員（人）		兼務職員（人）		非常勤職員（人）		臨時職員（人）		委託・派遣職員（人）	
	計	司書・司書補	計	司書・司書補	計	司書・司書補	計	司書・司書補	計	司書・司書補
2000	15,276	7,641	1,277	141	5,018	2,278	4,870	1,402	—	—
2001	15,347	7,572	1,258	132	5,617	2,720	5,297	1,565	—	—
2002	15,284	7,474	1,260	131	5,998	2,928	5,765	1,795	—	—
2003	14,928	7,320	1,367	145	6,566.2	3,457.9	6,469.0	2,475.3	—	—
2004	14,664	7,217	1,344	126	6,634.5	3,863.3	6,381.1	2,259.3	—	—
2005	14,302	7,084	1,339	116	6,622.9	4,075.1	6,656.6	2,545.2	2,360.4	837.0
2006	14,070	7,028	1,408	114	6,981.7	4,503.8	6,979.8	2,703.2	3,141.6	1,250.6
2007	13,573	6,914	1,335	122	7,265.0	4,740.4	6,994.6	2,679.4	4,247.5	1,773.9
2008	13,103	6,576	1,345	145	7,367.7	4,830.5	6,984.6	2,629.3	5,231.4	2,594.8
2009	12,699	6,458	1,341	145	7,810.1	5,173.6	7,464.8	2,726.8	5,835.3	3,063.8
2010	12,114	6,188	1,306	143	8,033.9	5,362.0	7,261.7	2,821.9	7,196.7	3,895.1
2011	11,759	6,064	1,311	159	8,249.3	5,570.1	7,455.9	2,882.6	7,983.8	4,493.1

注：①非常勤、臨時、委託・派遣職員は、年間実労働時間1500時間を1人として換算

②毎年、4月1日現在の人数

表5-3 有資格率（非常勤、臨時、委託・派遣職員を、正規職員並みに年間実労働時間1832時間と換算して作成）

年	正規職員＝専任＋兼務（人）		非正規職員＝非常勤＋臨時＋委託・派遣（人）		正規・非正規職員合計（人）		正規・非正規職員合計の有資格率（％）
	計	司書・司書補	計	司書・司書補	計	司書・司書補	
2000	16,553	7,782	8,096.1	3,013.1	24,649.1	10,795.1	43.8
2011	13,070	6,223	19,396.0	10,599.7	32,466.0	16,822.7	51.8

12,945.8人である。約3.5倍になった。臨時以外では、非正規職員の非常勤職員、委託・派遣職員の資格取得率が高い状況にある。この表では非正規の年間労働時間を1500時間に換算している。先に計算した正規職員の年間労働時間を1832時間として計算して、2000（平成12）年と2011（平成23）年と比較すると表5-3のようになる。11年で有資格率が、8ポイント上昇したことになる。このこと自体は、積極的に評価したい。

では非正規であっても司書資格をもった職員が増えれば、それで問題ないのか。注視しなければならないのは、有資格者が研修を重ねて知識や技能を向上させるかどうかである。図書館職員は、時代の流れに則した知識や技能を常に更新し続けなければ、その図書館は停滞する。だが、職能団体でもある日図協の個人会員が、減り続けている。日図協の近年の個人会員数と、そのうちの公共図書館部会の個人会員数は、表5-4のとおりである。部会は選択できるので、この公共図書館部会の会員、必ずしも公立図書館に勤めている職員とは限らないが、ほとんどは公立図書館職員と推定できる。2002（平成14）年度の3,304人から年々減り続け2011（平成23）年度が2,531人、この9年右肩下がり続けていて23.4%減である。有資格率の向上が全く反映されていないのだ。

表5-4 日本図書館協会個人会員数の推移（『図書館雑誌』毎年8月号の「会勢報告」から作成）

年 度	全体の個人会員（人）	公共図書館部会個人会員（人）
1995（平成7）	6,562	公表データなし
1996（平成8）	6,653	〃
1997（平成9）	6,771	〃
1998（平成10）	6,924	〃
1999（平成11）	6,821	〃
2000（平成12）	6,585	〃
2001（平成13）	6,364	〃
2002（平成14）	6,103	3,304
2003（平成15）	5,833	3,204
2004（平成16）	5,570	3,119
2005（平成17）	5,288	2,990
2006（平成18）	5,136	2,908
2007（平成19）	4,982	2,818
2008（平成20）	4,800	2,729
2009（平成21）	4,596	2,616
2010（平成22）	4,434	2,562
2011（平成23）	4,322	2,531

公共図書館部会の個人会員数の公表が、2002(平成14)年以降であって何時から減少しているかは定かではない。ただ、日図協の個人会員全体の減少から推定すれば、1998(平成10)年度をピークとして減少し続けていると思われる。2010(平成22)年と比較すれば、37.6%減である。日図協としては、非常事態である。委託・派遣は大学図書館等の職員にも及んでいる。したがって、全個人会員の減少には公共図書館部会以外の部会の減少も反映していると思われる。表5-1でわかるように1998(平成10)年の公立図書館専任職員の実人数も15,535人で最多になっていて、日図協の個人会員数のピークと一致する。その後は、2001(平成13)年にわずかに回復するが減少を続けて2011(平成23)年には11,759人にまでなっている。

日図協の公共図書館部会の個人会員数が分かる2002(平成14)年と2011(平成23)年を比較すると、正規の専任職員が15,284人から11,759人に減少している。23.1%減である。専任公共図書館職員の人数の変動と日図協の公共図書館部会個人会員の変動を比較すれば、23.1%減と23.4%減でかなり近い数字となり、連動していると判断できる。つまり、正規の有資格者数が日図協の個人会員数に反映してはいるが、逆に非正規職員の有資格者の増加は、日図協の個人会員数には全く反映されていないのである。

当然であろう。いつ辞めざるをえないか分からなく不安定で賃金の低い非正規職員が、日図協の会員になどなるはずもない。ちなみに、日図協の年会費は9,000円である。安くはない。非正規の職員が、自費で研修を受けるとか公立図書館に役立つ情報を積極的に集めるとか、知識や技能の向上を目指すことは期待できない。その結果として予想できることは、公立図書館の発展を担う新しい知識と技能を積極的に身につけた職員が、減少する一方だということである。この状況では、公立図書館が住民に役立つ機関となっていくとは思えない。

ここで少し読書について触れておきたい。愚問のようなのだが、読書が盛んになるのは良いことか。現代の風潮では、読書は良いこと推奨されるべきこととされている。貸出重視の方策は沢山の本を読むという点で読書推進に貢献しているわけだが、読書の問題点を指摘した哲学者・思想家がいることはあまり知られていないようである。19世紀ドイツの哲学者ショウペンハウエルは、「読書とは、自分の頭ではなく他人の頭で考えることである。自分の頭で考えると、完璧な体系とまではいかないにせよ、理路整然とした全体像が構築される。／それと引き比べ、たえず本を読んでいて他人の考えがどんどん入ってくるほど有害なことではない。なぜなら他人の考えはどれも他の精神から生まれたものであり、他の体系に属し、他の色彩を帯びているので、こうした思索、知識、洞察、

信念が融合して一つになることはけっしてないからである。むしろ頭の中はバベルの塔のような言語的混乱をきたし、他人の考えで一杯になった精神は、明晰な洞察力を奪われてばらばらになってしまう。」⁶²と書いている。

18世紀スイスに生まれておもにフランスで暮らした思想家ジャン＝ジャック・ルソーは、小説的な教育書『エミール』で次のように述べた。「…、わたしはかれらの最大の不幸となる道具、すなわち書物を排斥する。読書は子ども時代の災厄であ」とし、「エミールは十二歳になってやっと本がどんなものかを知るくらいであろう。しかし少なくとも読めなくてはなるまい、と人はいうだろう。同感だ。本を読むことがかれの役に立つようになったら、読めることが必要である。が、その時になるまでは、本を読ませることはいたずらにかれにいやな思いをさせるだけである。」⁶³と。ルソーは、子どものころの実体験を重視するので、幼少期児童期の読書に否定的なのである。

貸出重視の方策を進めた前川も、次のように書いている。「ある学校では、教室の壁に子供の名前の書いた表がはってあり、一冊を読むとシールを一つはりつけるのだそうである。本読み競争をさせているのだ。／本はたくさん読めばいいのだろうか。早く読めばいいのだろうか。私は美しい文章に出会えると、読むだけでは気がすまず、書きうつすことにしている。…。非常にまれだが、あまりすばらしい本に出会ったときなど、読み終るのがもったいなくて、わざとゆっくり読むこともある。せきたてられて読むには、本はあまりにも豊かすぎる。」⁶⁴と、前川であっても多読に注意を促しているのである。

読書は人間の成長にとって必要ではあるが、たくさん読めばいいというものでもない。電子ゲームはバーチャルな世界だとして批判することがあるが、書物は文字というアナログな記号でバーチャルな世界をつくりだしているものであり、元祖バーチャルは書物であることも忘れてはならない。虚の世界を実の世界と錯覚することの弊害を、書物も孕んでいるのである。単純に読書推進をすれば子どもが健全に育つ、というものではないことに留意する必要があるだろう。つまり、貸出重視で本がたくさん読まれて、それで子どもの成長に好ましいとは単純には言えないのである。

身近な図書館を舞台にした小説『おさがしの本は』で作者の門井慶喜著は、レファレンス担当の公立図書館員、和久山隆彦に次のように語らせる。「『…、書物というのは、ただ人間を助けるだけの存在なのです。最終的な問

⁶² ショウペンハウエル著、赤坂桃子訳『読書について』PHP研究所、2009年、原著1851年、p.24

⁶³ ジャン＝ジャック・ルソー著、永杉・宮本・押村訳『エミール』玉川大学出版部、1982年、p.111上段

⁶⁴ 前川『われらの図書館』p.45

題の解決はあくまでも人間自身がおこなわなければならない』⁶⁵と述べるのだが、読書自体が目標になり自分で考えることを忘れがちになることへの警鐘と理解できよう。

6 疎外克服は司書のやりがいから

筆者はこれまで、貸出重視の方策が起点になり、貸出と労働と公立図書館自体の疎外について述べた。逆に言えば、3点の疎外を克服するには、貸出重視の方策の見直しが必要なのである。『市民の図書館』発行直前1970(昭和45)年2月の前川発言「あれもこれも手掛けるのではなく、当面、貸出を重点」とする、この発言によって最重点方策が絞られた。逆に、重点方策をほどほどに多様化することで、公立図書館運営の方向転換が図られるのではないか。近年取り組まれてきたのは、「ビジネス支援」等のレファレンスである。ほかに、人が集る「広場」というコンセプトを重点方策としてもよいだろう。いずれにしても多様化の基本は、公立図書館の有する資料や設備を活用することである。そして公立図書館には人がいる、専門職としての司書がいるのだ。

幸いにして司書の仕事は、やりがいのある仕事となっている。公立図書館における労働は、貸出重視の運営においては、労働の内容や待遇において、疎外された労働と化した。しかしその反面で多くの図書館員にとっては、魅力的な労働でもある。疎外されていない面が、多々見られる。利用者との会話から、利用者の関心を読み取り、求める資料・情報を探し出す。調べて利用者へ提供した資料や情報は、利用者の生活の糧となる。図書館司書が、利用者の多様な成長を援助することができるのだ。

図書館の仕事の満足度などを調べた報告がある⁶⁶。調査会社のモニターによるインターネット調査であるから、「回答者には、面接調査の回答者に比べて、高学歴、専門・技術職が多く技能・労務職が少ないこと、正社員が少なく非正規従業員が多いこと、労働時間が短い人が多い、…」⁶⁷と限界があるものの、貴重なデータである。この調査においての図書館は、公立図書館のみならず国会図書館や大学図書館、小中高の学校図書館を含めている。同論文から借用した表6-1⁶⁸を見ていただきたい。「現在の職業を長く続けたいか」との質問に、司書資格ありの図書館員は62.9%と、群を抜いて「できるだけ長く続けたい」と回答している。「全般に司書資格を持つ図

表6-1 現在の職業を長く続けたいか

	司書資格あり		司書資格なし	
	一般人	図書館員	一般人	図書館員
できるだけ長く続けたい	14.0	62.9	20.1	28.2
長く続けたい	11.8	15.0	14.9	21.3
どちらともいえない	28.0	17.9	28.6	32.1
早くやめたい	6.4	2.9	4.4	6.5
できるだけ早くやめたい	7.2	1.4	5.5	7.6
現在働いていない	32.6	0.0	26.5	0.0
N (1,454 人)	706 人	140 人	343 人	265 人

注：①「一般人」とは、短大を含む大学を卒業し、図書館に勤務したことのない人である。

②司書資格ありの図書館員の合計が、95.7%にしかないが、そのまま引用。

表6-2 「満足感」について(注：筆者が表にまとめた。未回答者が1人いるのか合計は50人)

満足・不満足	人 数
たいへん満足	11 人
やや満足	23 人
やや不満	11 人
たいへん不満	5 人

表6-3 「図書館の仕事を続けたいか」について(筆者が表にまとめた)

続ける・変わる度	人 数
続ける	44 人
適当な職があったらかわる	3 人
今さらかわることは無理だろう	2 人
なるべくかわりたい	1 人
わからない	1 人

書館員は、現在の職業に対する継続意欲が高」⁶⁹ 意としている。

同じような調査なのだが、職能団体である図書館問題研究会の会員に対して行なったものがある⁷⁰。表6-2、6-3を見ていただきたい。回答率78%で、回答者は男30人、女21人、計51人である。勤務先は、市区町村立図書館39人、都道府県立図書館10人、その他の図書館(財団、私立大学)2人である。身分は、正職員が47人、非正規その他が4人で、先述の辻慶太らによる「司書資格取得者に対する追跡調査」のインターネット調査とは反対に正規職員が多い。現在の公立図書館の職員構成とはかなり違いがあるが、やりがい浮き彫りになっている。調査年は1992(平成4)年と古い、先にあげた調査結

⁶⁵ 門井慶喜『おさがしの本は』光文社、2009年、p.283

⁶⁶ 辻慶太、芳鐘冬樹、松本直樹、影浦峽「司書資格取得者に対する追跡調査：仕事・満足度を中心として」『図書館界』60巻3号、2008年9月

⁶⁷ 前掲書、p.168 左

⁶⁸ 前掲書、p.175

⁶⁹ 前掲書、p.175

⁷⁰ 図書館問題研究会編集部「この仕事はやりがいがあるがイロイロと悩みも多い」『みんなの図書館』178号、1992年3月

果を補完するものとして見ていただきたい。

「たいへん満足」「やや満足」を合わせると 34 人で、68% である。回答の理由には、「図書館の仕事は良いと思うが、予算や労働条件で不満」と記載されている。つまり、待遇などの面で不満が多く、逆に仕事自体には満足している回答が多い。「みんなやりがいとはとても感じているが、仕事の評価も含めた待遇や労働条件面などで（個々ばら付きはあるもの）悶々としてます。」⁷¹と編集部がコメントしている。

「続ける」と回答したのは 44 人、86.3% である。仕事内容ではなく待遇面で不満があることを考慮すると、非常に高い割合で図書館での仕事を続けたいと思っている。

さらに個人の回想だが、公立図書館の館長だった黒子恒夫が、次のように述べている。「多くの人々に読んでもらいたいという本を用意して、それがテレビなど他の媒体でつくられたブームでなく、確実に読み拡がっていくのを見るのが、とても楽しい。」⁷²と、仕事における工夫の楽しさを回想した。また「…、調べもののお手伝いをするのは楽しい。ちょっとした手がかりで、文献を追って調べていく。パズルを解くように、次々と知識の宝庫を開いていくのは、思いがけない発見の興奮を伴い、夢中にさせるものがある。そして調べることを依頼した人に喜ばれるのだから、こんな嬉しいよいことはない。」⁷³と司書のやりがいを語っている。

公立図書館員ではなく専門図書館員の例ではあるが、村橋勝子は次のように述べている。「レファレンスは、ライブラリアンの努力、能力開発、向上意欲が結実する業務である。利用者のリクエストに応えるという仕事をやりながら、自ら学ぶことができ、常に知的刺激を受けられる。人との接点も多い。しかも、仕事の経験を自分の中に蓄積でき、やればやるほど、ノウハウが高まり、労働市場で価値を持つ。／レファレンスは、専門図書館の中で最後まで残る業務に違いないし、ライブラリアンの充実感とやりがいを生み出す、豊かで楽しい仕事である。」⁷⁴と、調べることの援助業務であるレファレンスにやりがいがあると述べている。

「図書館にはレファレンス・カウンターがあり、そこには人間がいるんです。コンピュータにはぜったい代わりの務まらない、血の通った人間が。そうしてその点こそ、図書館という地味な施設の、レンタルショッ

プや貸本屋とは決定的に違う点なのです。」⁷⁵

と述べるのは、『おさがしの本は』に登場する図書館員、和久山隆彦の言葉だ。公立図書館の働きは、貸出だけでなくレファレンスだけでもないのだが、胸に響く言葉である。

司書が図書館の仕事をやりがいと感じている。最大の救いだ。何かを始めるといっても、まずは人である。今後の公立図書館を革新するテコは、仕事にやりがいを持っていて研鑽を積む図書館司書である。

7 おわりに

本論文では、非正規職員、民間による図書館運営の問題にふれた。ただ、留意しなければならないのは、すべての職員が正規になれば解決するとか、自治体が直接図書館を運営すれば、公立図書館が良くなるといった単純な問題でもない。たとえば、職員を長期的に育てる体制を取れるかどうかである。自治体が直接運営する図書館であっても、まだまだ研修に参加しやすい状況にはない。また、司書資格のある正規の職員を採用していない公立図書館がある。一方で、住民から開館時間の延長や休館日の削減を求められている。また経費の削減も財政的に求められている。となると、職員の正規化や公立図書館の直営だけでは解決が難しいのである。公立図書館のあり方は、今後様々な検討がなされる必要があろう。

冒頭に述べた武雄市の図書館は、疎外の 3 連鎖の図書館になりかねない。しかし、民間の発想で今までにない図書館になる可能性もある。これまで報じられているのは、休館日をなくする、夜の 9 時まで開館する、カフェを設置するといった利便性を打ち出している。もちろんこれは、疎外の 3 連鎖とトレード・オフの関係になる可能性も高い。つまり、貸出、労働、図書館自体が疎外されるという犠牲によって、利便性が追求されるだろう。それでも、学ぶべき評価すべきことはあるに違いない。

また、本論文では貸出重視の方策が裏目に出ている現状を述べた。世の中ではよくあることだが、成功体験が次のステップの足かせになる。貸出重視の方策も例外ではなかった。一点豪華主義であったことは、その成果を積極的に評価こそすれ決して否定するものではない。問題は、1970（昭和 45）年ころ貸出に重点を絞り込んだことによって、今の公立図書館に疎外の 3 連鎖をもたらしただけである。とすれば、サービスの重点を複数化にすることで、今後の公立図書館の新たな展開が始まるだろう。つまりサービスの重点を多面化して、それぞれの面を整合的に組み合わせると立体とすることである。

具体的にすでに広まりつつあるのは、ビジネス支援等

⁷¹ 前掲書、p.6

⁷² 黒子恒夫『図書館には本がある』日外アソシエーツ、1995 年、p.90

⁷³ 前掲書、p.153

⁷⁴ 村橋勝子『レファレンス業務の基本』『情報と科学と技術』49 巻 4 号、1999 年 4 月、p.165

⁷⁵ 門井慶喜『おさがしの本は』光文社、2009 年、p.145

のレファレンスをサービスの重点にしたことであることは、先に触れた。ここで留意しなければならないのは、仮にレファレンス・サービスだけを重視する公立図書館が一般的になれば、読書中心の利用者を排除することに繋がることである。貸出もレファレンスも、大事にしなければならないだろう。様々な人が利用でき多様な人が集まる場所が、身近な公立図書館だと考える。

ほかに加えるべき重点方策はないだろうか。ヒントになるのは戦争直後の高知市民図書館の活動である。もちろん、時代が違うのでそのままではいけない。現在の状況に合わせて再編成する必要がある。詩と批評の会、読書会、地方史研究会、巡回教養講座などたくさんの集会被催され、出版活動もしている⁷⁶。意外なヒントとしては、貸出を重視した前川恒雄の考えである。「本質的な働きである資料提供という核をめぐって、この働きを発展させ充実させる活動がある。展示会・講演会・映画会などの開催、読書会などへの援助である。文化活動とでも言うべきサービスだが、核である資料提供を伸ばすためのものだから、伸展活動と言ってもいいだろう。」⁷⁷と書いている。もちろん前川は貸出を中心に考えているのだが、文化活動の中で住民が交流する場としての図書館も視野に入れていた。

また、千代田図書館長だった柳が考える「利用者にいてもらえれば新しいサービスも開発できるし、本や資料を消費するだけでなく、それらを使って何かを生産する流れも出てくるんじゃないか。また、利用者同士の交流も生まれてくるかもしれない」⁷⁸、というのも魅力的である。柳の発想は前川とは逆で、交流することで文化活動が生まれると考える。ただ、今後の公立図書館はどちらでもよいだろう。ただし、多様過ぎたり整合性のない重点項目では、ちぐはぐな運営になることは言うまでもない。

筆者がもっとも注目したいのは、前川の次の記述である。「委託という発想には四つの問題がある。／第一は、図書館を広い意味での教育機関と見ていないことである。場所と、本という物を貸すところとしか見ていない。図書館はくり返し書いてきたように、人間の魂に関わる

仕事をするところであり（そこからプライバシーの問題もでてくる）、人々に自分の力を伸ばすチャンスを与え、その手助けをするところである。公教育は委託できるものなのだろうか。」⁷⁹と、前川は委託を問題視しているだけでなく、公立図書館を広い意味での教育機関とみている。とりわけ「人々に自分の力を伸ばすチャンスを与え、その手助けをするところ」に着目したい。筆者は教育を公立図書館の重点方策に加えられないかと思っている。本論文で貸出重視の方策を検討することによって、鮮明になった新たな課題である。

筆者は、北海道日高管内にある人口1万5千人ほどの浦河町で、22年間司書として働いてきた。図書館でカウンター業務にかかわり、また移動図書館で住民へ本を届けてきた。現場にいるときは、貸出冊数に気を取られ過ぎていないかという疑問を持ちながらも、なるべく多くの資料を借りてほしいと願ったものだ。資料費予算が下がらないようにと思い、業績としての貸出冊数を気にしてしまっていた。今現場を離れて公立図書館について大学院で研究してみると、それまで見えなかったものが見えてきた。本論文は、図書館現場にいたときには分からなかったことを、筆者の自戒を込めてまとめたものである。

【参考文献】

- 図書館労働者の会・横浜著、木村隆美編『図書館運動の新たな原理を求めて』せきた書房、1983年
 是枝英子、野瀬里久子、松岡要、若杉隆志『現代の公共図書館・半世紀のあゆみ』日本図書館協会、1995年
 前川恒雄『図書館を考える』『公立図書館の管理委託を考える』実行員会、1996年
 小川徹、奥泉和久、小黒浩司『公共図書館サービス・運動の歴史 2 戦後の出発から現代まで』日本図書館協会、2006年
 伊藤昭治、山本昭和 編著『公立図書館の役割を考える』日本図書館研究会、2000年
 上林陽治『基幹化する図書館の非正規職員』『現代の図書館』49巻1号、2011年3月
 大串夏身『これからの図書館・増補版』青弓社、2011年

⁷⁶ 『市民の図書館 20年の歩み』高知市民図書館、1979年、p.26

⁷⁷ 前川『われらの図書館』p.106

⁷⁸ 柳与志夫「公共図書館の新しいモデルをつくりたかった」『ず・ぼん』14号、ポット出版、2008年9月、p.79

⁷⁹ 前川『われらの図書館』p.182、傍点は前川による